

平成27年 7月 9日 開会

平成27年 7月 9日 閉会

# 平成27年第5回鮫川村議会会議録

東白川郡鮫川村議会

## 平成27年第5回鮫川村議会臨時会会議録目次

### 第1号 (7月9日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議事日程の報告	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案第92号及び議案第93号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	4
議案第94号及び議案第95号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	7
議員の派遣について	12
閉会の宣告	12
署名議員	13

第 5 回 臨 時 村 議 会

( 第 1 号 )

## 平成27年第5回鮫川村議会臨時会

### 議事日程(第1号)

平成27年7月9日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第92号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例  
提案理由説明・質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第93号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算(第4号)  
提案理由説明・質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第94号 工事請負契約の締結について  
提案理由説明・質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第95号 工事請負契約の締結について  
提案理由説明・質疑・討論・採決
- 日程第 7 議員の派遣について
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(10名)

1番	遠藤貴人君	2番	堀川照夫君
3番	北條利雄君	5番	関根英也君
6番	京條英征君	7番	前田雅秀君
8番	関根政雄君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	大 樂 勝 弘 君	副 村 長	白 坂 利 幸 君
総務課長	石 井 哲 君	企 画 調 整 長	小 松 毅 君
住 民 福 祉 課	鈴 木 眞 理 子 君	農 林 課 長	村 山 義 美 君
地 域 整 備 課	増 谷 隆 夫 君	農 林 委 員 局 長	須 藤 健 君
		教 育 課 長	

---

職務のため出席した者の職氏名

議 事 局 会 長	齊 藤 利 己	書 記	渡 邊 敬
-----------	---------	-----	-------

---

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから平成27年第5回鮫川村議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長に報告させます。

事務局長、斉藤利己君。

○議会事務局長（斉藤利己） 諸般の報告をいたします。

本議会に、村長及び教育委員会教育長、農業委員会事務局長に出席を求めました。なお、教育委員会教育長より、公務による欠席の届けがありました。

議案第92号から議案第95号までの4議案が村長より提出され、本日、議長において受理しました。

村監査委員より、例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

次に、議員派遣及び出張関係であります。

初めに、議員派遣であります。7月2日、新人議員研修会のため、新人議員5名を福島市に派遣いたしました。

出張関係であります。6月14日、平成27年度福島県消防協会東白川支部幹部大会のため議長が棚倉町に、7月7日から8日まで平成27年度地域医療に関する研修会のため議長が福島市に、それぞれ出張いたしました。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

3番 北 條 利 雄 君 及び

5番 関 根 英 也 君

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

---

◎議案第92号及び議案第93号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第3、議案第92号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例及び日程第4、議案第93号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）までの2議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

それでは議案第92号と議案第93号について議案の説明を申し上げます。

初めに、議案第92号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げます。

本議案は、過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が平成27年3月31日に改正され、過疎地域における地方税の課税免除の適用期限が延長されましたことを受け、鮫川村税特別措置条例の一部を改正するものであります。

事業所の増設等による過疎地域における課税免除の適用期限を、現行の平成27年3月31日から2年延長し、平成29年3月31日までとするものであります。

続いて、議案第93号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）についてのご説明を申し上げます。

議案書の2ページ、3ページ、歳入歳出補正予算書事項別明細書1ページをお開きください。

補正前の予算額32億69万9,000円に対しまして、今回341万2,000円を増額し、補正後の予算総額を32億411万1,000円とするものであります。

初めに歳入です。事項別明細書は2ページをお開きください。

14款県支出金、2項県補助金、5目農林水産業費県補助金、2節林業費補助金のふくしま森林再生事業費148万4,000円の増額は、ふくしま森林再生事業による事業種目ごとの事業割合の変更によるものであります。

17款繰入金、2項基金繰入金、5目1節公有施設整備基金繰入金192万8,000円の増額は、庁舎改修事業及び移住定住促進住宅整備事業に要する経費について、公有施設整備基金から繰り入れするものであります。

次に歳出です。事項別明細書は3ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、15節工事請負費の46万8,000円は、役場正庁及び農林課の事務室の窓に網戸を設置するための経費について増額補正するものであります。

同じく6目企画費、15節工事請負費146万円の増額は、越虫移住定住促進住宅の水道について、これまで株式会社オーゼキ所有の井戸を利用しておりましたが、今回工場移転に伴い業者の井戸が利用できなくなるため、住宅周辺を、今住んでいる佐藤蕃先生の住宅です、この付近に井戸を布設するための経費について増額補正するものであります。

3款民生費です。2項児童福祉費、5目こどもセンター費、11節需用費の修繕料20万7,000円は、こどもセンターで使用している貯水槽ポンプの修繕料について増額補正するものであります。



同じく16節負担金、補助金及び交付金30万9,000円の増額は、長い間幼児送迎バス添乗員として勤められました故鈴木静子様に対する退職金について、幼児送迎バス保護者協議会に補助金として支出させていただくものであります。

次に、6款農林水産業費です。2項林業費、1目林業総務費、13節委託料154万7,000円は、ふくしま森林再生事業による事業種目ごとの事業量の変更に伴う増額であります。

13款1項1目予備費の57万9,000円の減額は、こどもセンター費及び林業総務費の増額補正分の財源に充当するものであります。

以上で、議案第92号、そして93号につきましての提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） その、越虫の井戸なんですけれども、これはボーリングによるものか、または掘削によるものか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 大関製作所の敷地内の工場内に井戸水があるんですね。そのポンプから引き上げて医師住宅か、今の住宅に行っているんですけれども、この電気料が月相当な金額がかかるんですね。この負担を強いられていたものですから、それならば新しく建てた方が将来的にもいいものかなということで、屋敷前にそういった水源があるそうです。その辺、業者をお願いしましての提案でありますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

○9番（前田武久君） その水源はどういうものですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 掘削費用であります。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第92号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第93号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第94号及び議案第95号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第5、議案第94号 工事請負契約の締結について及び日程第6、議案第95号 工事請負契約の締結について、2議案を一括議題といたします。

事務局長に、議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは議案第94号、95号についての説明を申し上げます。

まず、議案の第94号です。議案書の4ページをお開きください。

議案第94号 工事請負契約の締結についてのご説明を申し上げます。

本議案は、去る7月6日に鮫川村公営住宅宿ノ入団地建設工事の入札を条件つき一般競争入札により実施しました結果、高田工業株式会社浅川営業所が予定価格8,499万9,000円に對しまして、入札金額8,100万円で落札いたしました。この金額に8%の消費税を含めました8,748万円で契約するため、地方自治法96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例の第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案書5ページをお開きください。

議案第95号 工事請負契約の締結についてのご説明を申し上げます。

本議案は、7月7日に簡易水道楸木田配水池整備工事の入札を条件つき一般競争入札により実施をしました結果、高田工業株式会社浅川営業所が予定価格8,452万9,000円に対しまして、入札金額8,400万で落札をいたしました。この金額に8%の消費税を含めた9,072万円で契約するため、地方自治法96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第94号、そして95号の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

ありませんか。

3番、北條利雄君。

○3番（北條利雄君） 議案94号、それから95号の工事契約で、条件つき一般競争入札の参加業者数、参考までに教えていただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、最初の住宅の方ですね。2棟、ここの住宅、これが福島県の基準値でAランクということで、条件つき一般競争入札ということで、インターネットあるいは公告等でお知らせをいたしました。

閲覧希望された業者が5カ所あったんですが、最終的に参加した業者は3社であります。

次の、配水池の工事ではありますが、これは県の基準でBランクまでということで、鮫川の業者も2業者が該当したはずなんですが、閲覧は1業者先に来たんだしたかな、それで、最終的に5業者が閲覧はあったそうです。ですが、最終的にはやはり3業者の競争入札ということで決定した案件であります。

以上です。

○議長（星 一彌君） 8番、関根政雄君。

○8番（関根政雄君） 2つの工事に対してのAランク、Bランクという条件ですけれども、この条件つきの条件、営業所の所在地とか、そういった詳しいこの条件の内容についてお示し願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） これは県の定める基準値が、数字があるわけですね。この数字に基づいてAランク、Bランクの業者をとということで、その細かいAランクのBランクの基準値は係より説明をいたします。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長の増谷隆夫君。

○地域整備課長（増谷隆夫君） では、担当課より今のご質問にお答えいたします。

今、村長が説明されたのに補足しまして、まず、村営住宅宿ノ入団地建設工事なんです、福島県の入札基準に基づきまして、建築工事が5,000万円以上がAランクという基準になっています。それで、村も県に準じてAランクを条件としました。県内のAランクです。

続きまして……

○村長（大樂勝弘君） Aランクの基準値はどういう業者をいうのか。

○地域整備課長（増谷隆夫君） Aランクは福島県の有資格者名簿というのが、各業者さんの申請により27年度・28年度の入札に関する名簿というのが、有資格業者名簿というのがインターネットでも見られるようになっています。その中に県北、県中、県南と分かれています、Aランク、総合点、ずっと上から順に入っています。それで、Aランクは総合評点値が948点以上がAランクであります。

よろしいでしょうか。948点以上の業者が3社、一般競争入札を実際はしました。

配水池の方の工事は同じく27年度・28年度の福島県有資格者……

失礼しました。

まず、村営住宅は工事種別が建築工事です。工種別によってそれぞれのAランク、Bランク、業者も違います。住宅の方は工事種別建築工事の総合評点値948点以上のAランクを県に準じて村もAランクで実施しました。

続きまして、配水池整備工事です。27年度の鮫川の工事は造成工事が主ですね。全体の工事の内訳が、造成工が75%、実際の配水池、コンクリートの築造物が工事の内容で25%、水道工事が残り10%になっています。それで一番工事の割合の多い造成工75%をとりまして、工事種別が一般土木工事です。一般工事の福島県の27・28年度の有資格者名簿の、県に準じて総合評点値、一般土木はAランク、Bランク以上になっていまして、総合評点値854点以上のBランクの県内の業者を条件つきとしました。

よろしいですか。

○議長（星 一彌君） 8番、関根政雄君。

○8番（関根政雄君）　ということは、ランクは総合評点でランクづけされているということで、範囲は県中、県南とかと指定しないで県南全域で公示したということになりますか。

○議長（星　一彌君）　村長。

○村長（大樂勝弘君）　はい。県内のAランク、Bランクという基準で公募させていただきました。

○議長（星　一彌君）　ほかに質疑。

　はい、9番、前田君。

○9番（前田武久君）　94、95号ともですね、落札回数ですか、何回で。

○議長（星　一彌君）　村長。

○村長（大樂勝弘君）　9番、前田議員。先ほど申し上げましたように、郵便による入札であります。ですから1回です。ただ、皆さんお気づきかと思いますが、7日と8日ですか、になっています。水道工事の方ですが、7日の日は不落になりました。続けて、6日と7日です。6日の第1回目では片方しかおりなくて、住宅の方だけ、水道の方が不落になったので、同じ業者に次の日ということで、2回目によりやく落札できたという案件であります。

○9番（前田武久君）　それも郵便で。

○村長（大樂勝弘君）　郵便で。郵便というより示談です。次の日は。

○議長（星　一彌君）　ほかに質疑ありませんか。

　6番、京條君。

○6番（京條英征君）　議案第94号　工事請負契約の締結についてのところより質問をさせていただきます。

　これは、2棟、4世帯分なのでしょうか。それと、住宅困窮者で今公営住宅に入りたいという方の待機者の数などは把握されておりますでしょうか。なぜそういうことをお聞きしたいのかというと、結構な金額かかりますので、これからも公営住宅の建設を推進されていくのか。今、村おこし協力隊で空き家対策に取り組んでいる専門の方がいらっしゃいますので、これからは空き家などをそういった方向に利用する、活用するという方向のほうがもしかしたら財政的にも負担がかからないのかなと思ったものですから質問させていただきました。

　よろしくをお願いします。

○議長（星　一彌君）　村長。

○村長（大樂勝弘君）　6番、京條議員の質問の3件であります。まず1点目の、2棟4戸とお話しになりましたが、2棟5戸の住宅の建設であります。2棟5戸で。あと、今、待機

者というお話ですが、希望者が二、三人いるのですけれども、住宅、場所を選ぶんですね。私の方はいつでも、猿子地内に入りたいとか西山に入りたいとか、そういった場所を選ぶ皆さんの思いもあるものですから、そういったことで、場所を選ばないときには要望に応えられている状態だということでご理解いただければと思います。

あと、公営住宅の建設ですが、これは皆様方にも申し上げましたとおり、定住人口の確保にはとても必要な手段だという理解を村では皆さんでしております。それとこれは年次計画で5棟くらいずつ、毎年毎年建設はしていきたいなという計画でおります。

ただ、空き家の改修事業も、これはこれでまた別の事案でも検討していきたいと思いますが、空き家はなかなか持ち主がいろいろ都合がございまして、なかなか村の思うようにもなっておりません。年何回かの利用があるためにあかしておく、利用している、譲るわけにはいかないとかそういったことで今までは経過しております。こういったことも皆さんとお話し合いを持ちながら、空き家の有効利用等もあわせて検討し、定住人口の確保にはこういった住宅の提供が一番だと考えておりますので、ご提案いただければと思います。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第94号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第95号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議員の派遣について

○議長（星 一彌君） 日程第7、議員の派遣についてを議題といたします。

本件は鮫川村議会会議規則第122条の規定に基づき、東白川地方町村議会議員研修に議員の派遣を決定しようとするものでございます。

お諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、この際、お諮りします。

ただいま議決いたしました議員の派遣について、諸般の事情により変更する場合には議長に一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

---

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成27年第5回鮫川村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時32分)

上記会議次第は事務局長斉藤利己の記載したものであるが、  
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成27年7月9日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 北 條 利 雄

署 名 議 員 関 根 英 也